

問い合わせ先	こども未来局こども青少年支援部	
	5 0 4－2 7 2 3	
	中区福祉課	5 0 4－2 5 6 9
	東区福祉課	5 6 8－7 7 3 3
	南区福祉課	2 5 0－4 1 3 1
	西区福祉課	2 9 4－6 3 4 2
	安佐南区福祉課	8 3 1－4 9 4 5
	安佐北区福祉課	8 1 9－0 6 0 5
	安芸区福祉課	8 2 1－2 8 1 3
	佐伯区福祉課	9 4 3－9 7 3 2

児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外

1 支援策の内容

災害により、住宅・家財等の価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、申請により児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用が除外されます。

2 対象者（要件等）

児童扶養手当を受けることができる方、その配偶者又は扶養義務者（父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹など）で、災害により住宅・家財等の財産（自己の所有するもののほか、所得税法に定める同一生計配偶者又は扶養親族の所有する財産を含みます。）について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方。

3 手続きの方法

①児童扶養手当被災状況書、②被災の状況が分かるもの（り災証明書、被災証明書、写真等）、③児童扶養手当証書（交付されている方のみ）の提出が必要です。詳細はお住いの区の福祉課にお問い合わせください。